

農地中間管理事業のメリット措置

農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、次のような支援が受けられます。
平成27年度までの交付単価と異なりますので、ご注意ください。

地域の取組みへの支援

地域集積協力金

地域における話し合い（人・農地プラン）によって、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域の取組みを支援します。

【交付対象】 市町村内の地域 ※「地域」とは、集落・学区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

【交付単価】 10,000円/10a

【交付要件】 ①機構への貸付割合

地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること

②新規面積の割合

機構に貸し付ける農地のうち新たに担い手へ集積される農地の割合が25%以上であること

※新規面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が変わります。

【協力金の使途】 地域が市町村と相談のうえ、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

個々の農地の出し手への支援

経営転換協力金

【交付対象】 機構へ自作地を貸し付けた農業者等

①農業部門の減少により経営転換する農業者

②リタイアする農業者

③農地の相続人で農業に従事しない方

【交付要件】 すべての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

【交付単価】 10,000円/10a

※遊休農地の所有者は、解消する必要があります。

※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。

耕作者集積協力金

【交付対象】 機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸付けに協力した農業者

【交付要件】 農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

【交付単価】 10,000円/10a

※遊休農地は対象になりません。

※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。

今年度のメリット措置の期限は、**9月30日(金)**までに市農業委員会の総会で決定されたものになります。

農家のみなさんへ
貸したい農地ありませんか?

農地集積
バンク
農地中間管理機構

農地を貸したい
・規模縮小・経営転換・農地相続
でお困りの方。

農地を借りたい
・規模拡大・新規参入
をお考えの方。

農地の集積・集約化を推進しています。

【問合せ】 笠間市役所農政課（内線540）・農地中間管理機構 TEL029-239-7131